

盛土による災害防止のための総点検について

1 要旨・目的

令和3年7月3日に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえた「盛土による災害防止のための総点検」について、重点点検対象箇所1,514箇所すべての点検を終え、点検の観点①～④に基づき20箇所を国へ報告したことから、その結果を報告する。

2 現状・背景

熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、県では独自に関係法令等に基づく許可盛土の調査や、点検対象箇所の選定、点検方法等の検討を進めていたところ、令和3年8月11日付で国土交通省、農林水産省、環境省から県知事に対し盛土総点検の実施依頼があった。これを踏まえ、県では改めて検討を行い、国から示された重点点検対象以外にも県独自に点検対象を設定し、点検対象となる盛土を選定するとともに、市町と連携・協力しながら順次点検を進めてきた。

3 概要

(1) 対象者

—

(2) 事業内容（実施内容）

ア 重点点検対象エリア（①，②）及び重点点検箇所（③）

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域、及び土砂災害警戒区域（地すべり，急傾斜地）のうち斜面末端部より下部を除く地域内
- ② 山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり，山腹崩壊）
※人家の保全等に係るもの
- ③ 大規模盛土造成地

イ 盛土の把握方法

- ・関係法令等に基づく許可・届出資料等から確認された盛土
- ・国土地理院提供の盛土可能性箇所から推定された盛土
- ・その他、住民からの通報等から把握した盛土

ウ 重点点検対象盛土の選定の考え方

上記イで把握した盛土のうち重点点検対象エリア（①，②）に位置する盛土，及び重点点検箇所（③）である大規模盛土造成地を重点点検対象盛土とする。

なお，国の依頼内容と県独自の選定の考え方は次表のとおり。

	国の依頼内容	県独自の選定の考え方
関係法令等に基づく盛土	・概ね 2000 年以降で施工が完了した盛土	・ <u>現在施工中の盛土</u> を点検対象に追加 ・許可盛土として <u>廃棄物最終処分場</u> を追加
地理院データから推定される盛土	・国保有データ(県土の約 4 割)により盛土可能性箇所を抽出 ・3,000m ² 以上を対象	・県保有データ(県土全体)により盛土可能性箇所を抽出 ・ <u>2,000m²以上</u> を対象
大規模盛土造成地	・概ね 2000 年以降で施工が完了した盛土	・ <u>2000 年以前</u> の重点点検対象エリア①，②内の盛土を追加
その他の盛土	・住民通報等により把握した盛土(重点点検対象エリア内)	・住民通報等により把握した盛土(重点点検対象エリア外)

エ 重点点検対象盛土の箇所数

重点点検対象となる盛土の箇所数は，現地や書類確認等の結果により点検対象外となった箇所を除き，1,514 箇所となった。

対象となる盛土	担当課	把握した箇所数	重点点検箇所数			
			国依頼	県独自	計	
関係法令等	自然公園法，自然環境保全法等	自然環境課	5	0	0	0
	廃棄物処理法	産業廃棄物対策課	120	—	41	41
	農地法等	就農支援課	406	8	5	13
	森林法	森林保全課	254	48	38	86
	広島県土砂の適正処理に関する条例		446	52	51	103
	砂防法，地すべり等防止法等	砂防課他	40	1	0	1
	都市計画法	都市環境整備課	4,059	227	14	241
	宅地造成等規制法		1,555	200	17	217
地理院データから推定される盛土	関係課で連携	—	134	131	265	
大規模盛土造成地	都市環境整備課	1,283	94	549	643	
住民通報等から推定される盛土	関係課で連携	10	5	5	10	
総 箇 所 数			684	830	1,514	

注 1) 把握した箇所数は，今回の調査において関係法令等に基づく手続き等毎に確認した箇所数であり，重複がある。ただし，住民通報等から推定される盛土の 10 箇所については，関係法令等や大規模盛土造成地と重複しない箇所数を記載している。

注 2) 総箇所数は，関係法令や大規模盛土造成地などの重複があり，合計と一致しない。

オ 点検の観点

次の観点から点検を行う。

- ①許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ②手続き内容と現地の状況が一致しているか
- ③災害防止の必要な措置がとられているか（水抜きの有無等）
- ④禁止事項に関する確認（廃棄物の有無等）

カ 点検の結果（最終とりまとめと今後の対応）

令和4年3月時点で、重点点検対象箇所1,514箇所すべての点検を終え、点検の観点①～④に基づき報告を要する事例は20箇所となったことから、このとりまとめ結果を国に報告した。

【20箇所の主な内容】

点検の観点	箇所数	主な内容
①許可・届出等の必要な手続き	4箇所	・無許可での盛土工事
②手続き内容と現地状況の一致	13箇所	・申請内容と現地形状等の不一致 ・法面等の一部崩落 など
③災害防止の必要な措置	10箇所	・排水施設等の未設置 ・コンクリートブロックの多段積み重ね など
④禁止事項の有無	5箇所	・廃棄物の露出・放置 など

※重複があるため、箇所数の合計は一致しない。

※箇所毎の現地状況等については、別紙のとおり。

このたびの目視等による総点検で把握した20箇所のうち1箇所は是正を完了しており、残る箇所についても、引き続き市・町と連携・協力しながら、許可手続きや法面復旧、排水施設の設置など、行為者への是正指導等を進めていく。

また、出水期に向けては、仮設水路やブルーシートの設置などの当面の対策を指導していくとともに、市・町や消防等とも連携しながら、パトロールなどの継続的な監視や、周辺住民等への降雨時における早めの避難などの周知を図っていく。

(3) スケジュール

国は宅地造成等規制法を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正することとしており、今後の法改正に伴う政令・省令等の動向を注視しつつ、検討を進めていく。

(4) 予算（国庫・単県）

—

【20箇所の現地状況等】

市区町	点検の観点	点検時の現地状況	行為者等への対応状況
広島市東区	②, ③	計画と現地の不一致, 排水施設の未設置	ブルーシート等の対策済 排水施設設置等の是正指導中
広島市安佐南区	②, ④	法面の一部浸食, 廃棄物を確認	法面復旧, 廃棄物撤去の是正指導中
広島市安佐北区	②, ④	法面の一部浸食, 廃棄物を確認	行為者不在のため, パトロールによる監視 (既設堰堤で捕捉可能)
広島市安佐北区	②	法面の一部浸食	法面復旧等の是正指導中
呉市	②, ③	計画と現地の不一致, 排水施設の一部未設置	計画見直し, 排水施設設置等の是正作業中
呉市	①, ③, ④	農地転用(宅造工事)無許可, コンクリートブロック積み重ね, 廃棄物を確認	原形復旧, 廃棄物撤去の是正作業中
竹原市	①, ③, ④	不法投棄, 排水施設等の未設置, 廃棄物を確認	廃棄物撤去の是正作業中
三原市	②	計画と現地の不一致	現地状況の是正作業中
三原市	②	計画と現地の不一致	現地状況の是正完了
尾道市	①, ③, ④	廃棄物処理法無許可, 排水施設等の未設置, 廃棄物を確認	行為者特定後, 是正指導予定
尾道市	①	林地開発無許可	仮設沈砂池等を作業中 許可手続きの指導中
福山市	②, ③	計画と現地の不一致, コンクリートブロック積み重ね	現地状況の是正指導中
三次市	②	法面の一部崩壊	ブルーシート等の対策済 法面復旧の是正指導中
庄原市	②	計画と現地の不一致	現地状況の是正作業中
庄原市	②	計画と現地の不一致	現地状況の是正作業中
東広島市	②, ③	計画と現地の不一致, 排水施設の一部未設置	計画見直し, 排水施設設置等の是正指導中
廿日市市	②	計画と現地の不一致	仮設沈砂池等の対策済 計画見直しの是正指導中
江田島市	③	コンクリートの増し積み擁壁	是正指導に向けて市と調整中
熊野町	③	コンクリートブロック積み重ね	現地状況の是正指導中
熊野町	③	コンクリートブロック積み重ね	是正指導に向けて町と調整中